

## 事業事前評価表

国際協力機構 ガバナンス・平和構築部  
ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

### 1. 案件名（国名）

国名：ザンビア共和国（ザンビア）、ジンバブエ共和国（ジンバブエ）、  
ボツワナ共和国（ボツワナ）、南アフリカ共和国（南アフリカ）  
案件名：南北回廊における円滑な OSBP 運営管理能力強化プロジェクト  
The Project for Capacity Development on Smooth Operation of  
OSBPs on the North-South Transport Corridor

### 2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における貿易円滑化の現状・課題及び本事業の位置付け

2019年5月、アフリカ大陸のエリトリアを除く54カ国・地域が参加するアフリカ大陸自由貿易圏（African Continental Free Trade Area。以下「AfCFTA」という。）設立協定が発効し、連動する形でアフリカ連合（African Union。以下「AU」という。）が発表した、アフリカ開発の長期ビジョンを示す「アジェンダ2063」の実現に向け、さらなる域内統合の推進が期待されている。一方、2017～2021年の全世界輸出額に占める域内輸出額の割合の平均値は欧州の68.1%、アジアの59.1%と比較してアフリカは15.7%であり、他地域と比較して域内貿易は未だ活性化していない。

こうした状況を改善するため、AU および AU の開発機関である African Union Development Agency - New Partnership for Africa's Development（以下「AUDA-NEPAD」という。）は、アフリカにおける地域経済共同体（Regional Economic Communities。以下「RECs」という。）による各地域の経済統合を推進している。加えて、域内の回廊開発を促進する手段としてワン・ストップ・ボーダーポスト（One Stop Border Post。以下「OSBP」という。）<sup>1</sup>の推進をアフリカ・インフラ開発プログラム（Programme for Infrastructure Development in Africa。以下「PIDA」という。）にて定め、本案件で対象とするチルド（ザンビア-ジンバブエ間）、カズングラ（ザンビア-ボツワナ間）、ベイトブリッジ（ジンバブエ-南アフリカ間）の三国境 OSBP も対象に含めている。

各 RECs による動きの中でも、特に東南部アフリカでは、「南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community。以下「SADC」という。）」、「東南部アフリカ市場共同体（Common Market for Eastern and Southern Africa。以下「COMESA」という。）」、及び「東アフリカ共同体（East African Community。

<sup>1</sup> 両国の国境施設を一つに統合するなど、出入国手続きを効率化する通関業務の運営方式。

以下「EAC」という。)により3つの自由貿易圏を統合する広域自由貿易地域 (Tripartite Free Trade Area among the COMESA, EAC and SADC) 構想が2015年に合意されるなど、各 RECs が中心となり、加盟国・地域の経済統合に向けた動きが顕著となっている。

しかし、2022年4月時点で確認されている限りでは、東部アフリカ地域においては13カ所のOSBPが運用開始されている一方、南部アフリカ地域で運用開始されたOSBPは3カ所のみに残っており、南部アフリカ地域における一層のOSBP運用化の推進が課題となっている。特に、2018年の物流効率性指数 (Logistics Performance Index。以下「LPI」という。)<sup>2</sup>において、ザンビア、ジンバブエ、南アフリカは総合順位と比較し貿易 (Trading across Borders) や税関 (Customs) の指数が劣後しており改善が求められる<sup>3</sup>。ボツワナはこれらの指標は総合順位より良い、ないし同等であるものの、対象となるカズングラのOSBP化を促進することで更なる指標改善が期待されている<sup>4</sup>。

当該4か国を跨ぐ南北回廊 (南アフリカの主要港であるダーバンからジンバブエないしボツワナを経由してザンビアの首都ルサカへと続く回廊) は、南部アフリカ地域における物流網の主要回廊と位置付けられているが、上記指数にも表れているように国境地点において通関所要時間が長く、物流コストが嵩むといった貿易面での課題を抱えている。本事業は、南北回廊沿いの主要国境でのOSBP推進を図り、OSBP運用下での通関手続きを改善することで、国境通過にかかる人的・経済的コストの削減とそれに伴う投資の活性化を促進し、ひいては地域的な貿易円滑化に貢献することを目的として取り組むものである。

(2) 貿易円滑化に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、「自由で開かれたインド太平洋 (Free and Open Indo-Pacific (FOIP))」の具体策の一つである「(アジア・アフリカ両大陸及び太平洋・インド洋両大洋をまたがる地域における) 通関円滑化等による制度的連結性強化」に寄与するものである。

また、累次のアフリカ開発会議 (Tokyo International Conference on African Development。以下「TICAD」という。)を通じて、JICA及び日本政府がアフリカ地域の経済統合の強化への貢献策として明示している「効率的な税関手続や関係当局の能力強化を通じた貿易円滑化の促進支援」に合致しており、同支援はAfCFTAの推進にも併せて貢献するものである。

<sup>2</sup> 発行元は世界銀行。<https://lpi.worldbank.org/>

<sup>3</sup> ザンビア LPI 2018: 総合スコア 2.53 (111位)/税関 2.18、ジンバブエ LPI 2018: 総合スコア 2.12 (152位)/税関 2.00、南アフリカ LPI 2018: 総合スコア 3.38 (33位)/税関 3.17。

<sup>4</sup> ボツワナ LPI 2016: 総合スコア 3.05 (57位)/税関 3.05 (注: LPI 2018 ではデータなし)。

また、本事業は JICA グローバルアジェンダ「公共財政・金融システム」の「税関近代化支援を通じた連結性強化」クラスターに位置づけられ、同時に、税関の能力強化を通じた貿易・投資の促進とビジネス環境の改善、及び連結性の向上に寄与するものであり、SDGs ゴール 8（持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進）にも貢献する。

加えて、本事業は各国の国別開発協力方針において、次のように位置付けられている。

- ザンビア（2018 年 6 月）：重点分野「経済活動を支えるインフラ整備・社会サービスの向上」における流通コスト削減に向けた国際回廊上のインフラ整備（ハード・ソフト含む）支援。
- ジンバブエ（2020 年 12 月）：重点分野「南部アフリカ地域経済への統合の円滑化」における南部アフリカ地域経済の統合の阻害要因の改善のための支援。
- ボツワナ（2017 年 9 月）：重点分野「産業多角化に向けた環境整備」における持続可能な経済成長の実現に向けた経済インフラ整備の円滑な実施のための支援。
- 南アフリカ（2017 年 10 月）：重点分野「南部アフリカの開発促進」における SADC 等の機関との連携を通じた南部アフリカ諸国間の知見共有・ネットワーク化及び同地域の開発の推進のための支援。

### （3）他の援助機関の対応

AUDA-NEPAD は PIDA フェーズ 1 の中で OSBP の推進を掲げ、チルンド、カズングラ、ベイトブリッジも対象国境と指定し運用面の改善を推奨した。この PIDA フェーズ 1 の指針の下、OSBP 建設及び運用において、COMESA がチルンド、SADC がカズングラ及びベイトブリッジに係る取りまとめを行い、これまでドイツ国際協力開発公社 (GIZ)、世界銀行 (WB)、イギリス国際開発省 (DFID (当時)。現 FCDO) 等が OSBP 建設、法制定、ICT 整備等の他分野について協力を行ってきた。また、国境における出入国手続きは国際移住機関 (IOM) が中心となり支援を続けている。必要に応じて、広く国境管理の視点からこれら関係機関とも協力を検討することとする。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、ザンビア・ジンバブエ・ボツワナ・南アフリカの国境において、OSBP の運用マニュアルの策定、及び国境職員の能力向上を行うことにより、OSBP における通関手続きの改善を図り、もって南北回廊における貿易円滑化

を推進するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

OSBP 施設 3 カ所 (カズングラ、チルンド、ベイトブリッジ)、及びザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカ各国実施機関の施設

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ各国歳入庁及び南アフリカ国境管理庁の職員

最終受益者：各パートナー国の国境管理組織 (関係政府機関)、貿易業者、及び通関業者

(4) 総事業費 (日本側)

6.27 億円

(5) 事業実施期間

2020 年 12 月～2025 年 3 月 (計 52 カ月)

(6) 事業実施体制

ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ各国歳入庁及び南アフリカ国境管理庁、並びに対象国境職員

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣 (合計約 88M/M) : (総括/国境管理 1、国境管理 2、研修・啓発 1、研修・啓発 2、研修・啓発 3、OSBP 運営 1、OSBP 運営 2、越境交通法制度、研修・啓発・OSBP 運営補助/業務調整)
- ② 研修員受け入れ : OSBP 運営に係る第三国研修 (EAC 諸国等の OSBP 施設の視察)
- ③ 機材供与 : 事業活動を通じて詳細を検討 (例. 貨物用 X 線検査機、ラマン分光計等)

2) カウンターパート側

- ① カウンターパートの配置 : 各国実施機関長官 (プロジェクトダイレクター)、局長 (プロジェクトマネージャー)、各活動に応じたカウンターパートチーム (OSBP 対象国境職員等)

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供：(6)に記載のプロジェクト担当者を配置

(8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業の対象国境について、チルドンにおいては無償資金協力「チルドン橋建設計画」(1999年5月 E/N 締結)、その後の OSBP 導入に向けた施設建設や法整備、国境施設職員研修等、累次の支援を実施し、カズングラにおいては、有償資金協力「カズングラ橋建設事業」(2012年10月 E/N 締結)にてアクセス道路、OSBP 施設等の建設及び関連機材調達に協力してきている。本事業はこれらの協力により建設された橋梁及び国境管理施設の運用を改善するものである。また、対象国のボツワナでは技術協力プロジェクト「マムノ/トランス・カラハリ国境 OSBP 導入プロジェクト」(2010年10月～2013年10月)、個別専門家「OSBP 導入および税関行政向上」(2015年3月～2017年3月)を実施し、ナミビアとの国境における OSBP 導入支援を実施した。

このほか、関連事業としてはジンバブエにおける無償資金協力「南北回廊北部区間道路改修計画(2018年6月 E/N 締結)」をはじめ、南北回廊沿いの物流円滑化、貿易円滑化に資する案件を実施している。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

「カズングラ橋建設事業(2012年10月 E/N 締結)」はアフリカ開発銀行(AfDB)との協調融資案件であり、カズングラ国境におけるザンビア側の OSBP 施設は同行の資金により建設が進められてきた。

AUDA-NEPAD は JICA と協働で 2019 年以降 OSBP ソースブック普及のためのセミナー及び RECs を対象とした OSBP 運用化に係るセミナーを実施してきており、南部アフリカにおいても COMESA や SADC への協力を行っている。今後同様のセミナーが開催される場合、本事業での取り組みの紹介や策定されるマニュアル等の成果の共有を検討する。

世界税関機構(WCO)と JICA は 2015 年の業務連携協定に基づき、協働で税関職員の能力向上に係る連携協力を実施している。本案件対象 4 カ国においても、税関職員向けに税関業務に係る教官養成のためのプログラム(マスター・トレーナー・プログラム)を実施してきた。2021 年からは、アフリカ域内での貿易円滑化を目指す AfCFTA 実施に向けて交渉が続いている原産地規則に関するマスター・トレーナー・プログラムが行われており、こうした税関職員の能力向上支援と本事業を組み合わせることで、対象地域の貿易円滑化に広く貢献

することを旨す。

また、現在、チルドンにおいては、EU 資金により COMESA が越境プロセス改善プログラム（2017-2022）を実施しているが、詳細計画策定調査時に、互いの活動が重複しないように相互補完しつつ事業実施していく方針を COMESA 側と確認した。

#### （9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

##### 1）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2）ジェンダー分類：【対象外】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)  
<分類理由> 詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズを確認したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するには至らなかったため。ただし、今後、支援対象国境における女性職員や女性通関業者の勤務状況を確認の上、可能な範囲で女性職員・通関業者への研修機会の優先的な提供等を検討する予定。

#### （10）その他特記事項

特になし

### 4. 事業の枠組み

（1）上位目標：南部アフリカ地域や他地域における OSBP の推進を通じ、南北回廊における貿易が促進される。

指標 1：南部アフリカ地域や他地域において、本事業をモデルとして導入された OSBP の数が XX を超える。

指標 2：南部アフリカ地域で OSBP が導入された国境において、貨物及び人の国境通過に要する時間が平均で XX%短縮される。

※2023 年前半までに指標 1 および指標 2 の目標値を明確化する予定。

（2）プロジェクト目標：対象 OSBP サイトにおける通関手続きが改善される。

指標 1：対象国境における貨物と人の通関時間が、本事業の本格実施前の状況

と比較して、平均で、貨物 XX%、人 XX%短縮される。

指標 2 : 本事業で作成または改訂される OSBP 手続マニュアルに従って対象 OSBP が運営される。

※活動開始後のベースライン調査の結果を踏まえ、指標 1 の目標値を明確化する予定。

### (3) 成果

成果 1 : 対象 OSBP における運営体制が確立され、同体制により対象 OSBP が適切に運営・モニタリングされる。

成果 2 : 税関を含む国境職員その他関係者の能力向上を通じて、対象 OSBP 向け OSBP 手順マニュアルが策定/改訂され、実際に活用される。

成果 3 : OSBP 運用化の教訓が南部アフリカ地域の他の OSBP 運用化に携わるステークホルダーと相互に共有される。

### (4) 主な活動 :

#### 【活動 0 : 対象 OSBP サイトにおける通関所要時間調査の実施】

活動 0-1 : 各国の実施機関と対象 OSBP サイトにおけるベースライン調査を実施する。

活動 0-2 : 各国の実施機関と対象 OSBP サイトにおけるインテリム調査を実施する。

活動 0-3 : 各国の実施機関と対象 OSBP サイトにおけるエンドライン調査を実施する。

#### 【活動 1 : OSBP 運用化に向けた枠組みづくり】

活動 1-1 : 対象 OSBP に関する法的枠組み、運営体制、国境管理に係る手続きの現状をレビューする。

活動 1-2 : 対象国境における他の援助機関のこれまでの取組をレビューし、今後の具体的な連携可能性を検討する。税関分野のみならず、入管や検疫分野の取組を実施する機関も含めて連携可能性の検討を行う。

活動 1-3 : 活動 1-1、1-2 の結果を踏まえ、対象 OSBP の導入・運用化を円滑に進めていくため、各関係機関の責任範囲や活動スケジュールを含むアクション・プランを作成する。

活動 1-4 : 【チルンド】国境の状況を調査のうえ、関係機関から成る OSBP 運営組織の再設立ないし運用化を支援する。

【カズングラ】関係機関から成る OSBP 運営組織の運用化を支援する。

【ベイトブリッジ】JSC を通じて二国間協定に係る議論及び関係機関

から成る OSBP 運営組織の設立を支援する。

### 【活動 2 : OSBP 運営実施活動】

活動 2-1 : 【チルンド及びカズングラ】既存のガイドライン、マニュアル、研修をレビューのうえ、改善/更新が必要な点を特定する。

【ベイトブリッジ】活動 1-3 で作成したアクション・プランを基に、今後の国境運営に必要なタスクを特定する。

活動 2-2 : 活動 2-1 の結果を基に、対象 OSBP の運用に必要なガイドラインやマニュアルを策定、改訂、又は改善提案を行う。必要に応じ、新規資料の作成を行う。

活動 2-3 : EAC 諸国における OSBP 運用状況を視察するため、第三国研修を行う。

活動 2-4 : 活動 2-2、2-3 の結果を基に、OSBP 運用に係る啓発ワークショップ、並びに講師向け研修 (ToT : training of trainers) 及び職員向け研修を実施する。

活動 2-5 : OSBP の運用状況をモニタリングし、課題や改善が必要な点を確認する。

活動 2-6 : モニタリング結果を分析し、改善策を検討する。

活動 2-7 : 対象 OSBP の運営に関連する委員会を定期的に開催し、活動 2-5、2-6 の結果を踏まえモニタリング結果及び改善結果を共有する。

活動 2-8 : 活動 2-7 の結果を踏まえ、OSBP 運用状況を再度レビューする。

活動 2-9 : 必要に応じ、活動 2-2 で策定した資料の改訂を行う。

### 【活動 3 : 関連ステークホルダーとの知見・教訓の共有】

活動 3-1 : 対象国境における OSBP 運用経験を踏まえ、他の国境で適用可能な教訓を抽出する。

活動 3-2 : RECs や他開発機関等のステークホルダーへ活動 3-1 の結果を共有するための会議・会合を開催する。

活動 3-3 : RECs や他機関の要望に応じて、域内向け OSBP マニュアルの策定・改訂、及び OSBP ソースブックの改訂のため協働する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- OSBP 運営に関係する政府機関が互いに協力する。
- これまでのカウンターパート機関の OSBP 設立及び運用化に係る成果 (チルンドにおけるオペレーションの実績、ナミビア・ボツワナ国境における技術協力等) が本事業の円滑な実施のために活用される。

## (2) 外部条件

### ① 成果（アウトプット）達成のための外部条件：

- 特にベイトブリッジにおいて、OSBP 運用に必要な二国間協定や関連国内法等の法的枠組みが制定される。
- 特にカズングラ及びベイトブリッジにおいて、OSBP 運営に必要な施設及び関連機材の整備、並びに ICT 等のソフトインフラが整備される。
- 事業サイトでの活動実施のための条件が整う。例えば、事業関係者に対する渡航承認が速やかに下りる、新型コロナウイルスに伴う規制が緩和され、多くの人が集まる研修や啓発ワークショップの開催が可能となる、等。
- RECs や他開発機関との協力関係が事業実施期間を通じて維持される。

### ② プロジェクト目標達成のための外部条件：

- 隣接するパートナー国間で友好関係が継続する。また、パートナー国が対象 OSBP 運営のための強固かつ継続性のある政治的意志を有し、OSBP 推進と逆行する重大な政策の変更が行われない。

### ③ 上位目標達成のための外部条件：

- 本事業の経験及び教訓が、対象国、RECs や AUDA-NEPAD によって、南部アフリカ地域や他地域の他の国境へ普及される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「マムノ/トランス・カラハリ国境 OSBP 導入プロジェクト」終了時評価報告書（2013 年度実施）では、プロジェクト開始前に、前提条件及び外部条件を精査することが必要であるとの教訓が得られている。同案件では案件開始時に OSBP に係る法的枠組みの策定、ICT を含むインフラ整備の手続きができていなかったことにより、マニュアル作成やトライアル実施といった活動に支障をきたした。

このため、本事業においては実際の運用に係る活動を開始する前に、実施機関である歳入庁や国境管理庁と共に対象国境における OSBP に関連する外部環境（法的枠組み整備状況、ICT インフラ活用状況、及び通関に係る動線を含むインフラ施設の現状）を調査し、現状に即した OSBP 運用化のための活動計画を検討した。また、新たな OSBP 概念の理解を得るためには既存の OSBP サイトの視察が有効であるとの教訓を踏まえ、本案件では東部アフリカ地域で JICA の技術協力を通じて運用化が進んでいるナマンガ（ケニア・タンザニア国境）、ルスモ（タンザニア・ルワンダ国境）等の視察を組み込むことを予定する。

## 7. 評価結果

本事業は、2.(2)のとおり、対象国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、SDGs ゴール 8 (持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進) に貢献すると考えられることから、事業実施の必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

詳細計画に基づく事業本格開始：

ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ：2021 年 8 月

南アフリカ：2022 年 12 月

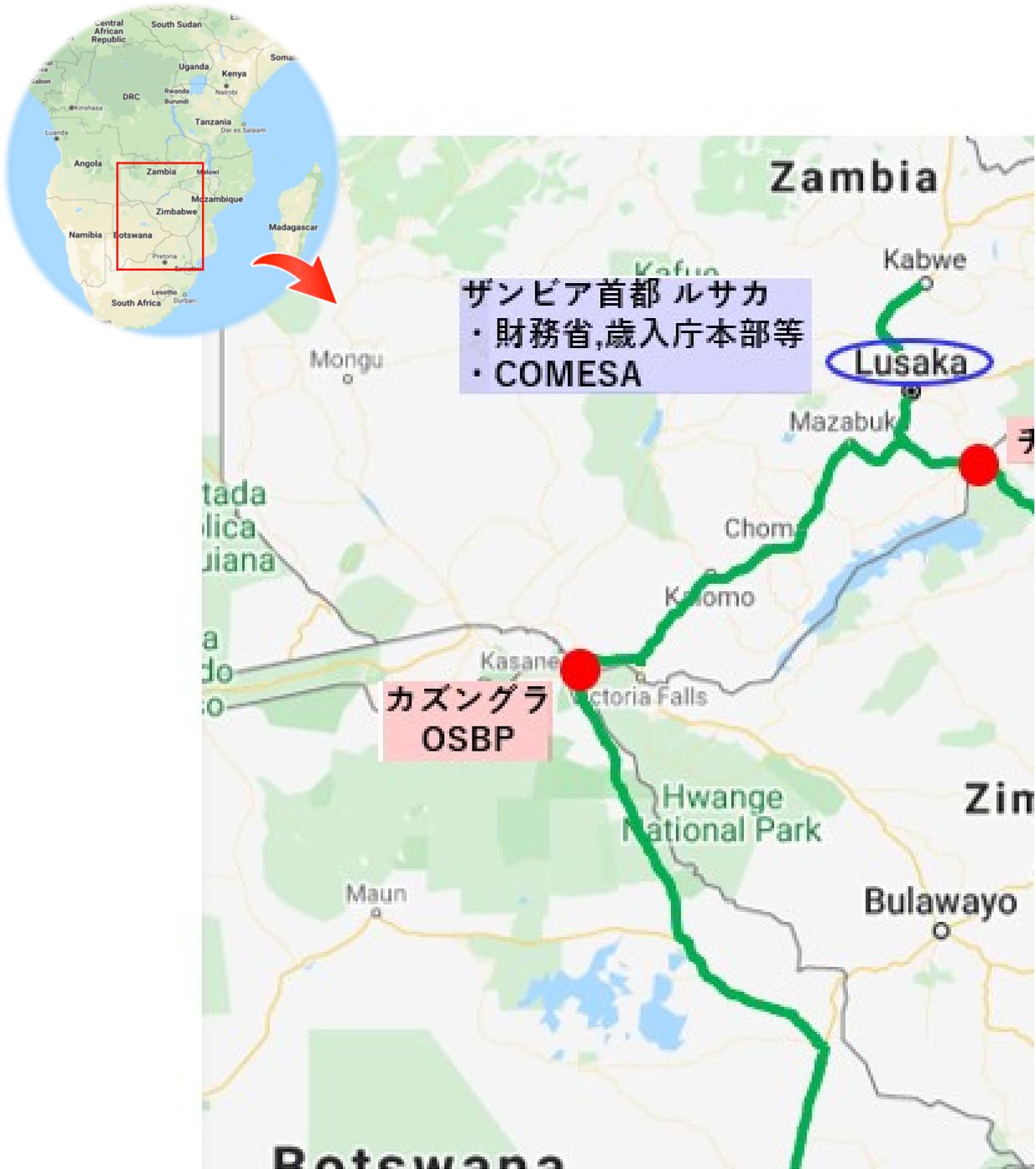
事業本格開始 1 年以内      ベースライン調査

事業完了3年後              事後評価

以 上

別添資料 南北回廊における円滑な OSBP 運営管理能力強化プロジェクト 地図

南北回廊における円滑な OSBP 運営管理能力強化プロジェクト 地図



Google 社「Google マップ」を基に作成